答 申 書

平成25年10月2日

恵庭市公共料金等審議会

恵庭市長 原 田 裕 様

恵庭市公共料金等審議会 会長 村 本 隆 二

公共料金の改定について(答申)

平成 25 年 8 月 22 日に諮問のありました公共料金について、慎重に審議した結果、次のとおり意見をとりまとめましたので答申します。

産業廃棄物処分手数料の消費税率変更の影響につきましては、現行の内税方式から外税 方式に料金表示を変更するよう条例を改正することにより、今後消費税率がどのように改 定された場合であっても、改めて料金改定を行うことなく、消費税が連動して料金が算定 されることとすることについては、産業廃棄物処理事業特別会計の適正な運営を図るうえ で止むを得ないものと判断いたしました。

事業系一般廃棄物処分手数料の消費税率変更の影響につきましては、軽減調整率(3分の2)を使用して単価設定しているものの、算定基礎となる経費において消費税率の変更による影響を受けることから、消費税率変更に基づく料金改定については、止むを得ないものと判断いたしました。

家庭ごみ処理手数料の消費税率変更の影響につきましては、手数料の算定基礎となる経費への消費税の影響はあるものの、軽減調整率 (3 分の 1)を使用して単価設定しており、現在の試算単価に比べ大きな変動が見られないことから、消費税率変更に基づく料金改定は行わないことと判断いたしました。

ごみ処分手数料の改定について、事業系一般廃棄物(生ごみ)処分事業におきましては、 市内企業育成の観点等から、その処理経費の3分の2相当額の負担を求めていくという基本的な考え方を持ちながら、実績値及び消費税率変更の影響を考慮した対象経費により検証した結果、機器類更新費用等の負担増加に基づく料金改定及び消費税率変更に基づく料金改定については、止むを得ないものと判断いたしました。

し尿処理手数料の改定について、引き続き、合併浄化槽における浄化槽清掃に要する費用は受益者負担とし、処分に要する費用は無料という基本的な考え方は継続しますが、実績値及び消費税率変更の影響を考慮した対象経費により検証した結果、経費増加に基づく料金改定及び消費税率変更に基づく料金改定については、止むを得ないものと判断いたしました。

なお、審議の過程において各委員より次のとおり意見・要望がありましたので申し添えます。

- ・ し尿処理手数料の設定区分について、「家庭用」と「家庭用以外」に分けて設定することについての検討を図られたい。
- ・ し尿処理手数料資料について、わかりやすく説明できる資料にするように努められたい。
- ・ 浄化槽汚泥処分手数料については、現在無料となっているが、他市の状況など勘案 し、次回検討までに、有料化の検討を図られたい。

記

- 1.ごみ処分手数料の消費税率変更の影響について・・・別記1のとおり
- 2. ごみ処分手数料の改定について・・・・・・別記2のとおり
- 3. し尿処理手数料の改定について・・・・・・別記3のとおり

ごみ処分手数料の消費税率変更の影響について

消費税率の変更については「景気の動向を鑑みて決定する」と条件が付与されていますが、平成 26 年 4 月には 8%、平成 27 年 10 月には 10%に率の変更が行われる見込みです。 ごみ処分手数料の基礎となる委託料等にも率変更の影響が出るため手数料にも波及すると考えられます。そこで、平成 25 年度に検証の対象となっていないごみ処分に係る各手数料については消費税の影響を算出し検証しました。

産業廃棄物処分手数料

産業廃棄物処分手数料については、現行の内税方式から外税方式に料金表示を条例改正することにより、今後消費税率がどのように改定された場合であっても、改めて料金改定を行うことなく、消費税が連動して料金が算定されることとすることについては、必要経費を全額負担するように単価設定していること及び納税義務のある産業廃棄物処理事業特別会計の適正な運営を図ることを勘案し、止むを得ないものと判断いたしました。

(10kg あたり)

	税抜価格	消費税 5%	消費税 8%	消費税 10%
汚泥以外	136 円	142 円	146 円	149 円
汚泥	162 円	170 円	174 円	178円

消費税計算後の端数については切り捨て 汚泥単価は汚泥以外の単価の 1.2 倍相当

事業系一般廃棄物処分手数料

事業系一般廃棄物処分手数料については、経費に軽減調整率(3分の2)を掛けて 単価を設定していることから消費税の影響が直接的に反映されることはありませんが、 手数料の算定基礎となる経費(委託料や消耗品費など)は消費税の影響を受けるため間 接的に反映されます。よって、影響を受けた場合の手数料を算定しました。その結果、 消費税率8%で100円、10%で101円と算定されたことから、消費税率変更に基づく処分 手数料改定については止むを得ないものと判断いたしました。

(10kg あたり)

	消費税 5%	消費税 8%	消費税 10%
軽減前単価	148 円	150円	151 円
軽減後(3分の2)	99 円	100円	101円

尚、産業廃棄物処分手数料及び事業系一般廃棄物処分手数料は平成24年度に検証をしており、近年ごみ量も安定的に推移していることから次回の検証は消費税の動向確定後となる平成28年度に実施することとされたい。

家庭ごみ処理手数料

家庭ごみ処理手数料についても、事業系一般廃棄物処分手数料と同様に消費税が間接 的に影響するため手数料を算定しました。その結果、昨年の検証時において現在の単価 を据え置くこととした試算単価に比べ大きな変動が見られないことから、消費税率変更 に基づく料金改定は行わないことと判断いたしました。

尚、家庭ごみ手数料の次回検証は有料化後、5年毎の検証年となる平成26年度に実施することとされたい。

区分		消費税 5%	消費税 8%	消費税 10%
可燃・不燃	料金	2 円/0	2 円/0	2 円/0
	試算単価	2.7 円/0	2.7 円/0	2.8 円/0
粗大ごみ	料金	100 円/個	100 円/個	100 円/個
	試算単価	175 円/個	180 円/個	183 円/個
直接搬入ごみ	料金	70 円/10kg	70 円/10kg	70 円/10kg
	試算単価	60.8 円/10kg	62.6 円/10kg	63.7 円/10kg

尚 手数料改定の実施時期については、消費税の変更日を実施日とします。

ごみ処分手数料の改定について

(事業系一般廃棄物(生ごみ)処分手数料)

事業系一般廃棄物(生ごみ)処分手数料については、平成23年度の諮問では、処理経費から100円/10kg と積算されましたが、生ごみの分別収集は、平成24年4月から開始した新規事業であり、生ごみの分別を推進し処理施設へ生ごみを誘導する必要があったことより、審議の結果、最終処分場の手数料と同額である92円/10kgといたしました。

生ごみの分別が始まって、今年で 2 年目となり、実績値に基づいた処理経費から積算した結果 147 円/10kg となり、事業系の軽減調整率 (3分の2)を掛けると、軽減後の料金は 98 円/10kg となりました。主な変更要因は、実績に基づいて積算した費用を使用したこと、又、生ごみ処理施設は埋立施設と異なり機器類の大規模更新の費用が必要となるため、更新に掛かる費用を必要経費として積み上げたことなどであり、改定は止むを得ないものと判断いたしました。

また、消費税率変更の影響につきましては、手数料の算定基礎となる委託料に税率変更の影響を受けるため検証した結果、消費税率変更に基づく処理手数料改定についても、止むを得ないものと判断いたしました。

尚、生ごみの量は安定的に推移していることから、次回の検証は消費税の動向確定後 となる平成28年度に実施することとされたい。

記

1. 事業系一般廃棄物(生ごみ)処分手数料料金表

(10kg あたり)

区 分	現行単価	改定単価	参考
事業系一般廃棄物(生ごみ)	92 円	事業系一般廃棄物現行	事業系一般廃棄物現行単価
《消費税率5%》	92 🗇	90 🗅	99 円

尚、消費税率の変更があった場合には下表のとおりの単価とします。

(10kg あたり)

区分	消費税 8%	消費税 10%	参	考
	事業系		-般廃棄物	
事業系一般廃棄物(生ごみ)	99 円	100円	(8%)	(10%)
			100円	101円

2. 実施時期 • • • 平成 26 年 4 月 1 日

尚、消費税率の変更された場合はその実施日とします。

し尿処理手数料の改定について

(し尿及び浄化槽汚泥処理事業の現状と将来)

し尿処理手数料につきましては、引き続き、し尿収集運搬委託に要する「し尿収集処理 単価相当額」と合併浄化槽における「浄化槽清掃に要する費用」については、受益者の負 担とし、「し尿の処分に係る経費」については、し尿は一般の廃棄物と性質を異にする生理 現象による廃棄物であり、努力によって減量することができないことから、政策的判断に より「無料とする配慮」は継続することと判断いたしました。

実績経費を参考にしながら、現状の汲み取り実態を加味して検証した結果、車輌管理経費増額等による経費の増加を主な要因として、47~ H/100が 49~ H/100となり 2~ H/100の増加することは、止むを得ないと判断いたしました。

また、消費税率変更の影響につきましては、手数料の算定基礎となる委託料に税率変更の影響を受けるため検証した結果、消費税率変更に基づく処理手数料改定についても、止むを得ないものと判断いたしました。

尚、し尿の量は安定的に推移していることから、次回の検証は消費税の動向確定後となる平成 28 年度に検証することとされたい。

記

1. し尿処理手数料料金表

(100あたり)

区分	現行単価	改定単価
し尿処理手数料	47 円	40 🖽
《消費税率 5%》	4 <i>1</i> □	49 円
浄化槽汚泥処分手数料	-	-

尚、消費税率の変更があった場合については下表のとおりとします。

(10ℓあたり)

区分	消費税率 8%	消費税率 10%
し尿処理手数料	50 円	50 円
浄化槽汚泥処分手数料	-	-

2. 実施時期・・・平成26年4月1日

尚、消費税率の変更された場合はその実施日とします。